

投票所入場券が新しくなります

－「入場券」と「期日前投票宣誓書」が一つになります－

今回の「統一地方選挙」から、投票所入場券の様式が新しくなります。

裏面に「期日前投票宣誓書」が印刷され、期日前投票に来られる方はあらかじめ記入することができます。

これまで、期日前投票所において宣誓書に住所、氏名等をご記入いただいていたのですが、事前にご自宅等で必要事項を記入していただくことにより、期日前投票所での受付がスムーズに行えます。

期日前投票をされる場合、入場券裏面の宣誓書にご記入いただき、期日前投票所（下諏訪総合文化センターロビー）にお持ちください。

入場券をお持ちでない方は期日前投票所に宣誓書を用意してありますので、ご記入の上、投票していただくことができます。

なお、選挙当日に投票される場合は、宣誓書への記入は不要です。

[表]



入場券は、これまでと同様、世帯ごとに「圧着式ハガキ」で有権者の皆さんに送付いたします。ハガキを丁寧に開いていただき、中に氏名、投票所となる施設等が印字してありますので、本人分を切り離して投票所へお持ちください。

1枚のハガキに印刷されるのは4人分までとなります。5人以上の世帯には複数のハガキが送付されます。左の様式は長野県議会議員一般選挙のものですが、下諏訪町議会議員一般選挙においても同様になります。

[裏]

期日前投票宣誓書を投票所入場券（ハガキ）の裏面に印刷してあります。



期日前投票に来られる日を記入してください。

氏名、住所、生年月日をそれぞれ記入してください。

選挙人名簿に記載されている住所が現住所と異なる場合のみ記入してください。

投票日当日、投票できない事由の番号を○で囲んでください。

＜なぜ、宣誓書への記入が必要なのか＞

選挙は、投票日に投票所において投票することを原則としていますが、期日前投票はその例外として、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭など、一定の理由によって投票日当日に投票所へ行くことができない方に投票を認める制度です。したがって、投票の際には、これらの事由に該当すると見込まれる旨を宣誓していただく必要があります。

■問い合わせ 選挙管理委員会 電話27-1111（内線725・755）

長野県議会議員選挙は4月12日(日) 投票です!

下諏訪町議会議員選挙は4月26日(日)



任期満了に伴う長野県議会議員一般選挙が4月12日に、下諏訪町議会議員一般選挙が4月26日に行われます。選挙は私たちが政治に参加する大切な機会です。忘れずに投票しましょう。

■長野県議会議員一般選挙

- 投票日：平成27年4月12日（日） / ○告示日：平成27年4月3日（金）
- 期日前投票期間：平成27年4月4日（土）～4月11日（土）
- 投票できる人

- ・日本国民であること。
 - ・満20歳以上であること。（平成7年4月13日までに生まれた人）
 - ・引き続き3か月以上、下諏訪町の区域内に住所のあること。（平成27年1月2日までに転入届をした人）
- ※今までお住まいの市町村から転出し、県内の他市町村へ転入された方は、転出・転入の時期によって、投票できる場所が異なりますので、次の表によりご確認ください。

	届出の日	投票場所・選挙権の有無		
		下諏訪町で投票できる	旧住所地で投票できる	投票できない
他の都道府県から転入された方	平成27年1月2日以前	○		
	平成27年1月3日以後			○
長野県内の他の市町村から転入された方	平成27年1月2日以前	○		
	平成27年1月3日以後		○※	

※投票する際に、最寄りの市町村が発行する「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」が必要です。なお、期日前投票を行う際にも、この証明書が必要になります。

■下諏訪町議会議員一般選挙

- 投票日：平成27年4月26日（日） / ○告示日：平成27年4月21日（火）
- 期日前投票期間：平成27年4月22日（水）～4月25日（土）
- 投票できる人

- ・日本国民であること。
 - ・満20歳以上であること。（平成7年4月27日までに生まれた人）
 - ・引き続き3か月以上、下諏訪町の区域内に住所のあること。（平成27年1月20日までに転入届をした人）
- ※選挙の期日までに他市町村へ転出した人は投票できません。

＜投票するとき＞

投票時間は、午前7時から午後8時までです。入場券に記載された投票所へ、入場券を持ってお出かけください。万一、入場券を紛失されても投票できますので、投票所でその旨をお申し出ください。

＜期日前投票＞

投票日当日、次の事由に該当すると見込まれる場合は、上記期間中、期日前投票所（下諏訪総合文化センターロビー）において、午前8時30分から午後8時まで期日前投票ができます。入場券を持参の上、係員の指示に従って投票してください。

- ・仕事や冠婚葬祭などの予定がある場合
- ・旅行や用事などで出かける場合
- ・病気や出産、身体の障害などのために歩行が困難な場合

＜選挙公報の配布について＞

選挙時に選挙管理委員会が発行する候補者の氏名、経歴、政見などが記載された選挙公報を、投票日の2日前までに町内会長を通じて各世帯に配布します。

町内会からの文書が届かない方で、郵送による配布を希望される方は、下諏訪町選挙管理委員会まで電話でお申し込みください。なお、1度お申し込みいただければ、その後継続して郵送いたします。